○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町尾崎字和田洞四一六六の二一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町桜洞字花ケ尾一七四二の一二二（次の図に示す部分に限る。）、一七四二の三、一七四二の五、一七四二の一二三、一七四二の一二四、字為坪一七四四の二一・字とやが尾一七四五の五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字花ケ尾一七四二の一二二（次の図に示す部分に限る。）、一七四二の五、字為坪一七四四の二一・字とやが尾一七四五の五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のように同法第五十五条第四項の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月二十二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

名称	主たる事務所の所在地	審査の区分	審査業務開始日
Winspect ion合同会社	東京都八王子市堀之内一九二九番地三	定期安全管理審査	平成二十九年五月二十二日

○国土交通省告示第四百五十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、矢崎エナジーシステム株式会社から、特定装置の名称及び型式を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する特定装置の名称及び型式

新

YAZAKI　LT27

旧

YAZAKI　LT24M

2．変更年月日

平成28年10月1日

○国土交通省告示第四百五十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十八年八月三日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－345	スズキ　ZB　オートバイ　E－DR11A		アルバイン　Z A11	2.0	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第四百五十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十八年八月三日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－346	スズキ　2B　オートバイ　K－CH41A		スズキ　H　405	0.199	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第四百五十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十八年十月十一日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－347	スズキ　2B　オートバイ　K－NG4BG		スズキ　B　GA1	0.154	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第四百五十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十八年十一月二十二日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－349	ホンダ　2B　オートバイ　K－MD44		ホンダ　M　D38E	0.249	Thai Honda Manufacturing Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chalongkrung Rd., Lamplatue, Ladkrabang, Bangkok

○国土交通省告示第四百五十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十八年十二月五日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－348	スズキ　2B　オートバイ　K－DN11A		スズキ　J　517	0.248	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地